

茨城県福祉サービス第三者評価基準（保育所版）判断基準と判断項目

| 対象                                 | 分類                  | 項目                            | 細目                               | 判断基準  | 判断項目   |
|------------------------------------|---------------------|-------------------------------|----------------------------------|---|--|
| 1                                  | I<br>福祉サービスの基本方針と組織 | I-1-(1) 理念, 基本方針等が確立・周知されている。 | ①理念, 基本方針が明文化され周知が図られている。        | a 法人（福祉施設・事業所）の理念, 基本方針が適切に明文化されており, 職員, 利用者等への周知が図られている。 | <input type="checkbox"/> 理念, 基本方針が文書（事業計画等の法人（保育所）内の文書や広報誌, パンフレット, ホームページ等）に記載されている。<br><input type="checkbox"/> 理念は, 法人（保育所）が実施する福祉サービスの内容や特性を踏まえた法人（保育所）の使命や目指す方向, 考え方を読み取ることができる。<br><input type="checkbox"/> 基本方針は, 法人の理念との整合性が確保されているとともに, 職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。<br><input type="checkbox"/> 理念や基本方針は, 会議や研修会での説明, 会議での協議等をもって, 職員への周知が図られている。<br><input type="checkbox"/> 理念や基本方針は, わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ, 保護者等への周知が図られている。<br><input type="checkbox"/> 理念や基本方針の周知状況を確認し, 継続的な取組を行っている。<br>（保育所）<br><input type="checkbox"/> 理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。 |
|                                    |                     |                               |                                  | b 法人（福祉施設・事業所）の理念, 基本方針が明文化されているが, 内容や周知が十分ではない。          |  |
| c 法人（福祉施設・事業所）の理念, 基本方針が明文化されていない。 |                     |                               |                                  |   |  |
| 2                                  | I<br>経営状況の把握        | I-2-(1) 経営状況の変化等に適切に対応している。   | ①事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。 | a 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。                         | <input type="checkbox"/> 社会福祉事業全体の動向について, 具体的に把握し分析している。<br><input type="checkbox"/> 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。<br><input type="checkbox"/> 子どもの数・利用者（子ども・保護者）像等, 保育のニーズ, 潜在的利用者に関するデータを収集するなど, 法人（保育所）が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。<br><input type="checkbox"/> 定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移, 利用率等の分析を行っている。   |
|                                    |                     |                               |                                  | b 事業経営をとりまく環境と経営状況等が把握されているが, 分析が十分ではない。                  |  |
| c 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。       |                     |                               |                                  |   |  |
| 3                                  | I<br>経営状況の把握        | I-2-(1) 経営状況の変化等に適切に対応している。   | ②経営課題を明確にし, 具体的な取り組みを進めている。      | a 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし, 具体的な取組を進めている。            | <input type="checkbox"/> 経営環境や保育の内容, 組織体制や設備の整備, 職員体制, 人材育成, 財務状況等の現状分析にもとづき, 具体的な課題や問題点を明らかにしている。<br><input type="checkbox"/> 経営状況や改善すべき課題について, 役員（理事・監事等）間での共有がなされている。<br><input type="checkbox"/> 経営状況や改善すべき課題について, 職員に周知している。<br><input type="checkbox"/> 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。  |
|                                    |                     |                               |                                  | b 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき, 取組を進めているが十分でない。                   |  |
|                                    |                     |                               |                                  | c 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。                         |  |

茨城県福祉サービス第三者評価基準（保育所版）判断基準と判断項目

| 対象   | 分類                  | 項目                              | 細目   | 判断基準   | 判断項目   |
|--|---------------------|---------------------------------|--|--|--|
| 4  | I<br>福祉サービスの基本方針と組織 | I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。 | ①中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。               | a 経営や保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。                   | <input type="checkbox"/> 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にしている。<br><input type="checkbox"/> 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。<br><input type="checkbox"/> 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。<br><input type="checkbox"/> 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。  |
|  |                     |                                 |  | b 経営や保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定していない。            |  |
| c 経営や保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。 |                     |                                 |  |  |  |
| 5  |                     |                                 | ②中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。                | a 単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。                          | <input type="checkbox"/> 単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。<br><input type="checkbox"/> 単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。<br><input type="checkbox"/> 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。<br><input type="checkbox"/> 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。   |
|  |                     |                                 |  | b 単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。                        |  |
|  |                     |                                 |  | c 単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。                        |  |
| 6  |                     | I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。        | ①事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。 | a 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。                | <input type="checkbox"/> 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。<br><input type="checkbox"/> 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。<br><input type="checkbox"/> 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。<br><input type="checkbox"/> 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。<br><input type="checkbox"/> 事業計画が、職員に周知（会議や研修会における説明等）されており、理解を促すための取組を行っている。 |
|  |                     |                                 |  | b 事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。 |  |
|  |                     |                                 |  | c 事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。                                |  |

茨城県福祉サービス第三者評価基準（保育所版）判断基準と判断項目

| 対象                           | 分類                           | 項目                                 | 細目   | 判断基準   | 判断項目   |
|------------------------------|------------------------------|------------------------------------|--|--|--|
| 7                            | I<br>福祉サービスの基本方針と組織          | I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。           | ②事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。                   | a 事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。                      | <input type="checkbox"/> 事業計画の主な内容が、利用者や家族等に周知（配布、掲示、説明等）されている。<br><input type="checkbox"/> 事業計画の主な内容を利用者会や家族会等で説明している。<br><input type="checkbox"/> 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、利用者等がより理解しやすいような工夫を行っている。<br><input type="checkbox"/> 事業計画については、利用者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。                               |
|                              |                              |                                    |  | b 事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。                      |  |
| c 事業計画を保護者等に周知していない。         |                              |                                    |  |  |  |
| 8                            | I<br>福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組 | I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。 | ①保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。               | a 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。                                | <input type="checkbox"/> 組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。<br><input type="checkbox"/> 保育の内容について組織的に評価（C: Check）を行う体制が整備されている。<br><input type="checkbox"/> 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。<br><input type="checkbox"/> 評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。                                  |
|                              |                              |                                    |  | b 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。                        |  |
| c 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。 |                              |                                    |  |  |  |
| 9                            | I<br>福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組 |                                    | ②評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。 | a 評価結果を分析し、明確になった保育所として取組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。        | <input type="checkbox"/> 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。<br><input type="checkbox"/> 職員間で課題の共有化が図られている。<br><input type="checkbox"/> 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。<br><input type="checkbox"/> 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。<br><input type="checkbox"/> 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。 |
|                              |                              |                                    |  | b 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。 |  |
|                              |                              |                                    |  | c 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしていない。                             |  |

茨城県福祉サービス第三者評価基準（保育所版）判断基準と判断項目

| 対象 | 分類                               | 項目                          | 細目                                | 判断基準  | 判断項目  |
|----|----------------------------------|-----------------------------|-----------------------------------|---|---|
| 10 | II<br>組織の運営管理                    | II-1-1 管理者の責任とリーダーシップ       | ①施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。 | a 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。       | <input type="checkbox"/> 施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。<br><input type="checkbox"/> 施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。<br><input type="checkbox"/> 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。<br><input type="checkbox"/> 平常時のみならず、有事（災害、事故等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。   |
|    |                                  |                             |                                   | b 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。   |   |
|    | c 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。 |                             |                                   |   |   |
| 11 |                                  |                             | ②遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。     | a 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。               | <input type="checkbox"/> 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。<br><input type="checkbox"/> 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。<br><input type="checkbox"/> 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。<br><input type="checkbox"/> 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。  |
|    |                                  |                             |                                   | b 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。           |   |
|    |                                  |                             |                                   | c 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。                  |   |
| 12 |                                  | II-1-2 管理者のリーダーシップが発揮されている。 | ①保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。   | a 施設長は、実施する保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。      | <input type="checkbox"/> 施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。<br><input type="checkbox"/> 施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。<br><input type="checkbox"/> 施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。<br><input type="checkbox"/> 施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。<br><input type="checkbox"/> 施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。 |
|    |                                  |                             |                                   | b 施設長は、実施する保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。 |   |
|    |                                  |                             |                                   | c 施設長は、実施する保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。           |   |

茨城県福祉サービス第三者評価基準（保育所版）判断基準と判断項目

| 対象   | 分類               | 項目                                     | 細目  | 判断基準   | 判断項目   |
|--|------------------|--|---|--|--|
| 13   | II<br>組織の運営管理    | II-1-2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。           | ②経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。           | a 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。                                 | <input type="checkbox"/> 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。<br><input type="checkbox"/> 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。<br><input type="checkbox"/> 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。<br><input type="checkbox"/> 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。   |
|  |                  |  |   | b 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。                            |  |
| c 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。              |                  |  |   |  |  |
| 14   | II<br>福祉人材の確保・育成 | II-2-1) 福祉人材の確保・育成育成計画、人事管理体制が整備されている。 | ①必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。 | a 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。 | <input type="checkbox"/> 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。<br><input type="checkbox"/> 保育の提供に関わる専門職（有資格の職員）の配置等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。<br><input type="checkbox"/> 計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。<br><input type="checkbox"/> 法人（保育所）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。  |
|  |                  |  |   | b 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。 |  |
| c 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。 |                  |  |   |  |  |
| 15   |                  |  | ②総合的な人事管理が行われている。                         | a 総合的な人事管理を実施している。   | <input type="checkbox"/> 法人（保育所）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。<br><input type="checkbox"/> 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。<br><input type="checkbox"/> 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。<br><input type="checkbox"/> 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。<br><input type="checkbox"/> 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。<br><input type="checkbox"/> 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができている。 |
|  |                  |  |   | b 総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。   |  |
|  |                  |  |   | c 総合的な人事管理を実施していない。  |  |

茨城県福祉サービス第三者評価基準（保育所版）判断基準と判断項目

| 対象                                  | 分類            | 項目                             | 細目                                       | 判断基準  | 判断項目  |
|-------------------------------------|---------------|--------------------------------|--|---|---|
| 16                                  | II<br>組織の運営管理 | II-2(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。     | ①職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。      | a 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。 | <input type="checkbox"/> 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。<br><input type="checkbox"/> 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。<br><input type="checkbox"/> 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。<br><input type="checkbox"/> 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。<br><input type="checkbox"/> 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。<br><input type="checkbox"/> ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。<br><input type="checkbox"/> 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。<br><input type="checkbox"/> 福祉人材の確保、定着の観点から、組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。 |
|                                     |               |                                |  | b 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。                 |   |
| c 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。            |               |                                |  |   |   |
| 17                                  |               | II-2(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。 | ①職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。                 | a 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。                               | <input type="checkbox"/> 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。<br><input type="checkbox"/> 個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。<br><input type="checkbox"/> 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。<br><input type="checkbox"/> 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。<br><input type="checkbox"/> 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。  |
|                                     |               |                                |  | b 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。                           |   |
| c 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない       |               |                                |  |   |   |
| 18                                  |               |                                | ②職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。 | a 組織として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。                  | <input type="checkbox"/> 保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。<br><input type="checkbox"/> 現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。<br><input type="checkbox"/> 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。<br><input type="checkbox"/> 定期的に計画の評価と見直しを行っている。<br><input type="checkbox"/> 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている  |
|                                     |               |                                |  | b 組織として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。         |   |
| c 組織として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない |               |                                |  |   |   |

茨城県福祉サービス第三者評価基準（保育所版）判断基準と判断項目

| 対象  | 分類                                | 項目   | 細目  | 判断基準   | 判断項目   |
|---|-----------------------------------|--|---|--|--|
| 19  | II<br>組織の運営管理                     | II-2(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。               | ③職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。  | a 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。  | <input type="checkbox"/> 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。<br><input type="checkbox"/> 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。<br><input type="checkbox"/> 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。<br><input type="checkbox"/> 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。<br><input type="checkbox"/> 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している   |
|   |                                   |  |   | b 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。   |  |
| c 職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。                        |                                   |  |   |  |  |
| 20  | II<br>福祉サービスの専門職の研修・育成が適切に行われている。 | ①実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。 | a 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。             | <input type="checkbox"/> 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成に関する基本姿勢を明文化している。<br><input type="checkbox"/> 実習生等の保育の専門職の教育・育成についてのマニュアルが整備されている。<br><input type="checkbox"/> 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。<br><input type="checkbox"/> 指導者に対する研修を実施している。<br><input type="checkbox"/> 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。 |  |
|   |                                   |  | b 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しているが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。 |  |  |
| c 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。 |                                   |  |   |  |  |
| 21  | II<br>運営の透明性の確保                   | II-3(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。             | ①運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。   | a 保育所の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。  | <input type="checkbox"/> ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。<br><input type="checkbox"/> 保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。<br><input type="checkbox"/> 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。<br><input type="checkbox"/> 法人（保育所）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（保育所）の存在意義や役割を明確にするように努めている。<br><input type="checkbox"/> 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。 |
|   |                                   |  |   | b 保育所の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。   |  |
| c 保育所の事業や財務等に関する情報を公表していない。                         |                                   |  |   |  |  |

茨城県福祉サービス第三者評価基準（保育所版）判断基準と判断項目

| 対象                                  | 分類                   | 項目                                | 細目                                  | 判断基準   | 判断項目   |
|-------------------------------------|----------------------|-----------------------------------|-------------------------------------|--|--|
| 22                                  | II<br>組織の運営管理の透明性の確保 | II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。 | ②公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。   | a 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。                     | <input type="checkbox"/> 保育所における事務，経理，取引等に関するルールが明確にされ，職員等に周知している。<br><input type="checkbox"/> 保育所における事務，経理，取引等に関する職務分掌と権限・責任が明確にされ，職員等に周知している。<br><input type="checkbox"/> 保育所における事務，経理，取引等について，必要に応じて外部の専門家に相談し，助言を得ている。<br><input type="checkbox"/> 保育所における事務，経理，取引等について内部監査を実施するなど，定期的に確認されている。<br><input type="checkbox"/> 外部監査の活用等により，事業，財務に関する外部の専門家によるチェックを行っている。<br><input type="checkbox"/> 外部監査の結果や公認会計士等による指導や指摘事項にもとづいて，経営改善を実施している |
|                                     |                      |                                   |                                     | b 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが，十分ではない。             |  |
| c 公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。 |                      |                                   |                                     |  |  |
| 23                                  | II<br>地域との交流，地域貢献    | II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。       | ①子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。         | a 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。                 | <input type="checkbox"/> 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。<br><input type="checkbox"/> 活用できる社会資源や地域の情報を収集し，掲示板の利用等で保護者に提供している。<br><input type="checkbox"/> 子ども個々の状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際，必要があれば職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。<br><input type="checkbox"/> 保育所や子どもへの理解を得るために，地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けている。<br><input type="checkbox"/> 個々の子ども・保護者のニーズに応じて，地域における社会資源を利用するよう推奨している。  |
|                                     |                      |                                   |                                     | b 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが，十分ではない。             |  |
| c 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。 |                      |                                   |                                     |  |  |
| 24                                  | II<br>地域との交流，地域貢献    | II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。       | ②ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。 | a ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており，受入れについての体制が整備されている。      | <input type="checkbox"/> ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。<br><input type="checkbox"/> 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。<br><input type="checkbox"/> ボランティア受入れについて，登録手続，ボランティアの配置，事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している<br><input type="checkbox"/> ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修，支援を行っている。<br><input type="checkbox"/> 学校教育への協力を行っている。   |
|                                     |                      |                                   |                                     | b ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが，受入れについての体制が十分に整備されていない。 |  |
|                                     |                      |                                   |                                     | c ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。                        |  |

茨城県福祉サービス第三者評価基準（保育所版）判断基準と判断項目

| 対象   | 分類            | 項目                           | 細目                                       | 判断基準  | 判断項目  |
|--|---------------|------------------------------|--|---|---|
| 25   | II<br>組織の運営管理 | II-4-2) 関係機関との連携が確保されている。    | ①保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。 | a 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。  | <input type="checkbox"/> 当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。<br><input type="checkbox"/> 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。<br><input type="checkbox"/> 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。<br><input type="checkbox"/> 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。<br><input type="checkbox"/> 地域に適当な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。<br>(保育所)<br><input type="checkbox"/> 家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。 |
|  |               |                              |  | b 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。 |   |
| c 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。 |               |                              |  |   |   |
| 26   | II<br>組織の運営管理 | II-4-3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。 | ①保育所が有する機能を地域に還元している。                    | a 保育所が有する機能を、地域に開放・提供する取組を積極的に行っている。                                      | <input type="checkbox"/> 保育所のスペースを活用して地域の保護者や子ども等との交流を意図した取組を行っている。<br><input type="checkbox"/> 保育所の専門性や特性を活かし、地域の保護者や子ども等の生活に役立つ講演会や研修会等を開催して、地域へ参加を呼びかけている。<br><input type="checkbox"/> 保育所の専門性や特性を活かした相談支援事業、子育て支援サークルへの支援等、地域ニーズに応じ地域の保護者や子ども等が自由に参加できる多様な支援活動を行っている。<br><input type="checkbox"/> 災害時の地域における役割等について確認がなされている。<br><input type="checkbox"/> 多様な機関等と連携して、社会福祉分野に限らず地域の活性化やまちづくりに貢献している。  |
|  |               |                              |  | b 保育所が有する機能を、地域に開放・提供する取組を行っているが、十分ではない。                                  |   |
| c 保育所が有する機能を、地域に開放・提供する取組を行っていない。                      |               |                              |  |   |   |
| 27   | II<br>組織の運営管理 | II-4-3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。 | ②地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。          | a 地域の具体的な福祉ニーズを把握し、これにもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。                            | <input type="checkbox"/> 保育所の機能を地域に還元することなどを通じて、地域の福祉ニーズの把握に努めている。<br><input type="checkbox"/> 民生委員・児童委員等と定期的な会議を開催するなどによって、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。<br><input type="checkbox"/> 地域住民に対する相談事業を実施するなどを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。<br><input type="checkbox"/> 関係機関・団体との連携にもとづき、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。<br><input type="checkbox"/> 把握した福祉ニーズにもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。<br><input type="checkbox"/> 把握した福祉ニーズにもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。                                 |
|  |               |                              |  | b 地域の具体的な福祉ニーズを把握しているが、これにもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。                           |   |
|  |               |                              |  | c 地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を行っていない。  |   |

茨城県福祉サービス第三者評価基準（保育所版）判断基準と判断項目

| 対象                                       | 分類  | 項目                                 | 細目   | 判断基準  | 判断項目   |
|--|---|------------------------------------|--|---|--|
| 28                                       | Ⅲ<br>Ⅲ-1<br>利用者本位の福祉サービスの実施                 | Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。        | ①子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。                                      | a 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。  | <input type="checkbox"/> 理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。<br><input type="checkbox"/> 子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。<br><input type="checkbox"/> 子どもを尊重した保育の提供に関する基本姿勢が、保育の標準的な実施方法等に反映されている。<br><input type="checkbox"/> 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。<br><input type="checkbox"/> 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。<br>（保育所）<br><input type="checkbox"/> 子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。<br>（保育所）<br><input type="checkbox"/> 性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。<br>（保育所）<br><input type="checkbox"/> 子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。 |
|  |   |                                    | b 子どもを尊重した保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。                 | c 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示されていない。   |  |
| 29                                       | Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。 | ②子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。 | a 子どものプライバシー保護等の権利擁護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーと権利擁護に配慮した保育が行われている。     | <input type="checkbox"/> 子どものプライバシー保護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。<br><input type="checkbox"/> 子どもの虐待防止等の権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。<br><input type="checkbox"/> 子どものプライバシー保護と虐待防止に関する知識、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務、子どものプライバシー保護や権利擁護に関する規程・マニュアル等について、職員に研修を実施している。<br><input type="checkbox"/> 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。<br><input type="checkbox"/> 子ども・保護者にプライバシー保護と権利擁護に関する取組を周知している。<br><input type="checkbox"/> 規程・マニュアル等にもとづいた保育が実施されている。<br><input type="checkbox"/> 不適切な事案が発生した場合の対応方法等が明示されている。 |  |
|  |   |                                    | b 子どものプライバシー保護等の権利擁護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーと権利擁護に配慮した保育が十分ではない。 |   | c 子どものプライバシー保護等の権利擁護に関する規程・マニュアル等を整備していない。   |
|  |   |                                    | 30   |   | ①利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。  |
| b 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。 | c 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供していない。           |                                    |  |   |  |

茨城県福祉サービス第三者評価基準（保育所版）判断基準と判断項目

| 対象 | 分類  | 項目  | 細目                               | 判断基準   | 判断項目   |
|----|---|---|----------------------------------|--|--|
| 31 | Ⅲ<br>Ⅲ-1<br>適切な福祉サービスの実施                              | Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。 | ②保育の開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。  | a 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき利用者や家族等にわかりやすく説明を行っている。   | <input type="checkbox"/> 保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。<br><input type="checkbox"/> 保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。<br><input type="checkbox"/> 説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。<br><input type="checkbox"/> 保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。<br><input type="checkbox"/> 特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。  |
|    |   |   |                                  | b 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき利用者や家族等に説明を行っているが、十分ではない。 |  |
|    | c 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき利用者や家族等に説明を行っていない。 |   |                                  |  |  |
| 32 |   |   | ③保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。 | a 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮している。                                  | <input type="checkbox"/> 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。<br><input type="checkbox"/> 保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。<br><input type="checkbox"/> 保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。   |
|    |   |   |                                  | b 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。                          |  |
|    |   |   |                                  | c 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮していない。                                 |  |
| 33 |   | Ⅲ-1-(3) 利用者満足向上に努めている。                      | ①利用者満足向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。  | a 利用者満足把握の仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。            | （保育所）<br><input type="checkbox"/> 日々の保育のなかで、子どもの満足把握を努めている。<br><input type="checkbox"/> 保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。<br><input type="checkbox"/> 保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足把握を目的で定期的に行われている。<br><input type="checkbox"/> 職員等が、利用者満足把握を目的で、保護者会等に出席している。<br><input type="checkbox"/> 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。<br><input type="checkbox"/> 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。 |
|    |   |   |                                  | b 利用者満足把握の仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。        |  |
|    |   |   |                                  | c 利用者満足把握のための仕組みが整備されていない。                                   |  |

茨城県福祉サービス第三者評価基準（保育所版）判断基準と判断項目

| 対象 | 分類                          | 項目                               | 細目                                  | 判断基準   | 判断項目  |
|----|-----------------------------|----------------------------------|-------------------------------------|--|---|
| 34 | Ⅲ<br>Ⅲ-1<br>利用者本位の福祉サービスの実施 | Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。 | ①苦情解決の仕組みが確立してお、周知・機能している。          | a 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。               | <input type="checkbox"/> 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。<br><input type="checkbox"/> 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。<br><input type="checkbox"/> 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。<br><input type="checkbox"/> 苦情内容については、受付と解決を図った記録が適切に保管している。<br><input type="checkbox"/> 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。<br><input type="checkbox"/> 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。<br><input type="checkbox"/> 苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。 |
|    |                             |                                  |                                     | b 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。                       |   |
|    |                             |                                  |                                     | c 苦情解決の仕組みが確立していない。  |   |
| 35 |                             |                                  | ②保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。 | a 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。     | <input type="checkbox"/> 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。<br><input type="checkbox"/> 保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。<br><input type="checkbox"/> 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。   |
|    |                             |                                  |                                     | b 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。 |   |
|    |                             |                                  |                                     | c 保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。                                   |   |
| 36 |                             |                                  | ③保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。    | a 保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。                                | <input type="checkbox"/> 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。<br><input type="checkbox"/> 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。<br><input type="checkbox"/> 職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。<br><input type="checkbox"/> 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。<br><input type="checkbox"/> 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。<br><input type="checkbox"/> 意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。   |
|    |                             |                                  |                                     | b 保護者からの意見や意見を把握しているが、組織的かつ迅速に対応していない。                               |   |
|    |                             |                                  |                                     | c 保護者からの相談や意見の把握、対応が十分ではない。  |   |

茨城県福祉サービス第三者評価基準（保育所版）判断基準と判断項目

| 対象 | 分類                       | 項目  | 細目  | 判断基準  | 判断項目   |
|----|--------------------------|---|---|---|--|
| 37 | Ⅲ<br>Ⅲ-1<br>適切な福祉サービスの実施 | Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。 | ①安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。      | a リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。  | <input type="checkbox"/> リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネージャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。<br><input type="checkbox"/> 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。<br><input type="checkbox"/> 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。<br><input type="checkbox"/> 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。<br><input type="checkbox"/> 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。<br><input type="checkbox"/> 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。 |
|    |                          |   |   | b リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。 |  |
|    |                          |   |   | c リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。            |  |
| 38 |                          |   | ②感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。 | a 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。       | <input type="checkbox"/> 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。<br><input type="checkbox"/> 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。<br><input type="checkbox"/> 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。<br><input type="checkbox"/> 感染症の予防策が適切に講じられている。<br><input type="checkbox"/> 感染症の発生した場合には対応が適切に行われている。<br><input type="checkbox"/> 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。<br>（保育所）<br><input type="checkbox"/> 保護者への情報提供が適切になされている。                                |
|    |                          |   |   | b 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。  |  |
|    |                          |   |   | c 感染症の予防策が講じられていない。   |  |
| 39 |                          |   | ③災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。           | a 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。                 | <input type="checkbox"/> 災害時の対応体制が決められている。<br><input type="checkbox"/> 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。<br><input type="checkbox"/> 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。<br><input type="checkbox"/> 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。<br><input type="checkbox"/> 防災計画等整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。   |
|    |                          |   |   | b 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。             |  |
|    |                          |   |   | c 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。                    |  |

茨城県福祉サービス第三者評価基準（保育所版）判断基準と判断項目

| 対象 | 分類                           | 項目                                      | 細目                               | 判断基準  | 判断項目   |
|----|------------------------------|---|----------------------------------|---|--|
| 40 | Ⅲ<br>Ⅲ-2<br>福祉サービスの質の確保      | Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。     | ①保育について標準的な実施方法が明文化され保育が提供されている。 | a 保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた保育が実施されている。                         | <input type="checkbox"/> 標準的な実施方法が適切に文書化されている。<br><input type="checkbox"/> 標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。<br><input type="checkbox"/> 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。<br><input type="checkbox"/> 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。<br>（保育所）<br><input type="checkbox"/> 標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。  |
|    |                              |   |                                  | b 保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた保育の実践が十分ではない。                   |  |
|    | c 保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。 |   |                                  |   |  |
| 41 |                              |   | ②標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。   | a 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。 | <input type="checkbox"/> 保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。<br><input type="checkbox"/> 保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的実施されている。<br><input type="checkbox"/> 検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。<br><input type="checkbox"/> 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。  |
|    |                              |   |                                  | b 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。   |  |
|    |                              |   |                                  | c 標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。                     |  |
| 42 |                              | Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。 | ①アセスメントにもとづく個別的な指導計画を適切に策定している。  | a アセスメントに基づく指導計画を策定するための体制が確立しており、取組を行っている。                         | <input type="checkbox"/> 指導計画策定の責任者を設置している。<br><input type="checkbox"/> アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。<br><input type="checkbox"/> さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。<br>（保育所）<br><input type="checkbox"/> 保育課程にもとづき、指導計画が策定されている。<br>（保育所）<br><input type="checkbox"/> 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。<br><input type="checkbox"/> 計画の策定にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定め手実施している。<br>（保育所）<br><input type="checkbox"/> 指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。<br><input type="checkbox"/> 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。 |
|    |                              |   |                                  | b アセスメントに基づく指導計画を策定するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。                       |  |
|    |                              |   |                                  | c アセスメントに基づく指導計画を策定するための体制が確立していない。                                 |  |

茨城県福祉サービス第三者評価基準（保育所版）判断基準と判断項目

| 対象  | 分類                             | 項目                                      | 細目  | 判断基準   | 判断項目   |
|---|--------------------------------|---|---|--|--|
| 43  | Ⅲ<br>適切な福祉サービスの質の確保            | Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。 | ②定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。                                   | a 指導計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。  | <input type="checkbox"/> 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。<br><input type="checkbox"/> 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。<br><input type="checkbox"/> 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。<br><input type="checkbox"/> 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。<br>(保育所)<br><input type="checkbox"/> 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。 |
|   |                                |   | b 指導計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。 | c 指導計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。 |  |
| 44  |                                | Ⅲ-2-(3) 福祉サービスの実施の記録が適切に行われている。         | ①子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。                   | a 子ども一人ひとりの保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。           |  |
|   |                                |   | b 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。              | c 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されていない。                       |  |
|   |                                |   | ②子どもに関する記録の管理体制が確立している。                                   | a 子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。            | <input type="checkbox"/> 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。<br><input type="checkbox"/> 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。<br><input type="checkbox"/> 記録管理の責任者が設置されている。<br><input type="checkbox"/> 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。<br><input type="checkbox"/> 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。<br><input type="checkbox"/> 個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。   |
| b 子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。 | c 子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。 |   |   |  |  |
| 45  |                                |   |   |  |  |

茨城県福祉サービス第三者評価基準（保育所版）判断基準と判断項目

| 対象   | 分類             | 項目 | 細目   | 判断基準  | 判断項目  |
|--|----------------|----|--|---|---|
| 46   | A<br>1<br>保育内容 |    | ①保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。 | a 保育課程は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ編成している。         | <input type="checkbox"/> 保育課程は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて編成している。<br><input type="checkbox"/> 保育課程は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて編成している。<br><input type="checkbox"/> 保育課程は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して編成している。<br><input type="checkbox"/> 保育課程は、保育に関わる職員が参画して編成している。<br><input type="checkbox"/> 保育課程は、定期的に評価を行い、次の編成に生かしている。  |
|  |                |    |  | b 保育課程は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ編成しているが、十分ではない。 |   |
| c 保育課程は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ編成していない。 |                |    |  |   |   |
| 47   |                |    | ①生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。                | a 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。                        | <input type="checkbox"/> 室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は、常に適切な状態に保持している。<br><input type="checkbox"/> 保育所内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。<br><input type="checkbox"/> 家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。<br><input type="checkbox"/> 一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。<br><input type="checkbox"/> 食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。<br><input type="checkbox"/> 手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。                      |
|  |                |    |  | b 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。                |   |
|  |                |    |  | c 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。                       |   |
| 48   | A<br>1<br>保育内容 |    | ②一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。                       | a 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。                               | <input type="checkbox"/> 子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、尊重している。<br><input type="checkbox"/> 子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。<br><input type="checkbox"/> 自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。<br><input type="checkbox"/> 子どもの欲求を受け止め、子どもの気持ちにそって適切に対応している。<br><input type="checkbox"/> 子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。<br><input type="checkbox"/> せかす言葉や制止する言葉を不必要に用いないようにしている。 |
|  |                |    |  | b 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っているが、十分ではない。                       |   |
|  |                |    |  | c 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っていない。                              |   |

茨城県福祉サービス第三者評価基準（保育所版）判断基準と判断項目

| 対象 | 分類             | 項目 | 細目   | 判断基準  | 判断項目   |
|----|----------------|----|--|---|--|
| 49 | A<br>1<br>保育内容 |    | ③子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備, 援助を行っている。                    | a 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備, 援助を行っている。                | <input type="checkbox"/> 一人ひとりの子どもの発達に合わせて, 生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。<br><input type="checkbox"/> 基本的な生活習慣の習得にあたっては, 子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。<br><input type="checkbox"/> 基本的な生活習慣の習得にあたっては, 強制することなく, 一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。<br><input type="checkbox"/> 一人ひとりの子どもの状態に応じて, 活動と休息のバランスが保たれるよう工夫している。<br><input type="checkbox"/> 基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて, 子どもが理解できるよう働きかけている。  |
|    |                |    |  | b 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備, 援助を行っているが, 十分ではない。       |  |
|    |                |    |  | c 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備, 援助を行っていない。               |  |
| 50 |                |    | ④子どもが主体的に活動できる環境を整備し, 子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。              | a 子どもが主体的に活動できる環境を整備し, 子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。          | <input type="checkbox"/> 子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境を整備している。<br><input type="checkbox"/> 子どもが自発性を発揮できるよう援助している。<br><input type="checkbox"/> 遊びの中で, 進んで身体を動かすことができるよう援助している。<br><input type="checkbox"/> 戸外で遊び時間や環境を確保している。<br><input type="checkbox"/> 生活と遊びを通して, 友だちなどと人間関係が育まれるよう援助している。<br><input type="checkbox"/> 子供たちが友だちと協同して活動できるよう援助している。<br><input type="checkbox"/> 社会的ルールや態度を身につけていくよう配慮している。<br><input type="checkbox"/> 身近な自然とふれあうことができるよう工夫している。<br><input type="checkbox"/> 地域の人たちに接する機会, 社会体験が得られる機会を設けている。<br><input type="checkbox"/> 様々な表現活動が自由に体験できるよう工夫している。 |
|    |                |    |  | b 子どもが主体的に活動できる環境を整備し, 子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開しているが, 十分ではない。 |  |
|    |                |    |  | c 子どもが主体的に活動できる環境を整備し, 子どもの生活と遊びを豊かにする保育が展開されていない。        |  |
| 51 |                |    | ⑤乳児保育（0歳児）において, 養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し, 保育の内容や方法に配慮している。 | a 適切な環境を整備し, 保育の内容や方法に配慮している。                             | <input type="checkbox"/> 0歳児が, 長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。<br><input type="checkbox"/> 0歳児が, 安心して, 保育士等と愛着関係（情緒の安定）が持てるよう配慮している。<br><input type="checkbox"/> 子どもの表情を大切に, 応答的な関わりをしている。<br><input type="checkbox"/> 0歳児が, 興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。<br><input type="checkbox"/> 0歳児の発達過程に応じて, 必要な保育を行っている。<br><input type="checkbox"/> 0歳児の生活と遊びに配慮し, 家庭との連携を密にしている。  |
|    |                |    |  | b 適切な環境を整備し, 保育の内容や方法に配慮しているが, 十分ではない。                    |  |
|    |                |    |  | c 適切な環境, 保育の内容や方法に配慮されていない。                               |  |

茨城県福祉サービス第三者評価基準（保育所版）判断基準と判断項目

| 対象 | 分類             | 項目 | 細目   | 判断基準  | 判断項目   |
|----|----------------|----|--|---|--|
| 52 | A<br>1<br>保育内容 |    | ⑥3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。 | a 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。                        | <input type="checkbox"/> 一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重している。<br><input type="checkbox"/> 探索活動が十分に行えるような環境を整備している。<br><input type="checkbox"/> 子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。<br><input type="checkbox"/> 子どもの自我の育ちを受け止め、保育士等が適切な関わりをしている。<br><input type="checkbox"/> 保育士等が、友だちとの関わりの中を立ちをしている。<br><input type="checkbox"/> 様々な年齢の子どもが、保育所以外の大人との関わりを求めている。<br><input type="checkbox"/> 一人ひとりの子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。  |
|    |                |    |  | b 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。                |  |
|    |                |    |  | c 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。                          |  |
| 53 |                |    | ⑦3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。        | a 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。                        | <input type="checkbox"/> 3歳児の保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。<br><input type="checkbox"/> 4歳児の保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。<br><input type="checkbox"/> 5歳児の保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。<br><input type="checkbox"/> 子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。  |
|    |                |    |  | b 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。                |  |
|    |                |    |  | c 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。                          |  |
| 54 |                |    | ⑧障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。                       | a 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。         | <input type="checkbox"/> 建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。<br><input type="checkbox"/> 障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。<br><input type="checkbox"/> 計画に基づき、子どもの状況と成長に応じた保育を行っている。<br><input type="checkbox"/> 子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。<br><input type="checkbox"/> 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。<br><input type="checkbox"/> 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。<br><input type="checkbox"/> 職員は、障害のある子どもの保育について研修等により必要な知識や情報を得ている。<br><input type="checkbox"/> 保育所の保護者に、障害のある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。 |
|    |                |    |  | b 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。 |  |
|    |                |    |  | c 障害のある子どもが安心して生活できる環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。         |  |

茨城県福祉サービス第三者評価基準（保育所版）判断基準と判断項目

| 対象  | 分類             | 項目   | 細目   | 判断基準   | 判断項目  |
|---|----------------|--|--|--|---|
| 55  | 付加基準<br>(保育所)  | A<br>1<br>保育内容                                   | ⑨長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。                      | a 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。   | <input type="checkbox"/> 1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。<br><input type="checkbox"/> 家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えている。<br><input type="checkbox"/> 子どもの状況に応じて、おだやかに過ごせるよう配慮している。<br><input type="checkbox"/> 年齢の異なる子どもと一緒に過ごすことに配慮している。<br><input type="checkbox"/> 保育時間の長い子どもに配慮した食事・やつ等の提供を行っている。<br><input type="checkbox"/> 子どもの状況について、保育士間の引継ぎを適切に行っている。<br><input type="checkbox"/> 担当の保育士と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。 |
|   |                |  |  | b 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。   |   |
| c 長時間にわたる保育のための環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。          |                |  |  |  |   |
| 56  | A<br>1<br>保育内容 | ⑩小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。 | a 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。         | <input type="checkbox"/> 計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた保育が行われている。<br><input type="checkbox"/> 子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。<br><input type="checkbox"/> 保護者が、小学校以降の子どもの生活について見通しを持てる機会が設けられている。<br><input type="checkbox"/> 保育士等と小学校教員との意見交換、合同研修を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。<br><input type="checkbox"/> 施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、保育所児童保育要録を作成している。  |   |
|   |                |  | b 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。 |  |   |
| c 小学校との連携、就学を見通した計画、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮をしていない。 |                |  |  |  |   |
| 57  | A<br>1<br>保育内容 | ⑪子どもの健康管理を適切に行っている。                              | a 子どもの健康管理を適切に行っている。                                       | <input type="checkbox"/> 子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状況を把握している。<br><input type="checkbox"/> 子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。<br><input type="checkbox"/> 子どもの保健に関する計画を作成している。<br><input type="checkbox"/> 一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。<br><input type="checkbox"/> 既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。<br><input type="checkbox"/> 保護者に対し、保育所の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。<br><input type="checkbox"/> 職員に乳幼児突然死症候群（SIDS）に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。<br><input type="checkbox"/> 保護者に対し、乳幼児突然死症候群（SIDS）に関する必要な情報提供をしている。 |   |
|   |                |  | b 子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。                               |  |   |
|   |                |  | c 子どもの健康管理を適切に行っていない。                                      |  |   |

茨城県福祉サービス第三者評価基準（保育所版）判断基準と判断項目

| 対象                                      | 分類             | 項目   | 細目  | 判断基準   | 判断項目  |
|---|----------------|------|---|--|---|
| 58                                      | 付加基準<br>(保育内容) | A, 1 | ②健康診断・<br>歯科検診の結果を保育に反映している。                    | a 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。                                | <input type="checkbox"/> 健康診断・歯科検診の結果が記録され、関係職員に周知されている。<br><input type="checkbox"/> 健康診断・歯科検診の結果を保健に関する計画等に反映させ、保育が行われている。<br><input type="checkbox"/> 家庭での生活に活かされ、保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科検診の結果を保護者に伝えている。   |
|   |                |      |   | b 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映しているが、十分ではない。                        |   |
| c 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映していない。              |                |      |   |  |   |
| 59                                      | A, 1           | 保育内容 | ③アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。 | a アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。         | <input type="checkbox"/> アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。<br><input type="checkbox"/> 慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。<br><input type="checkbox"/> 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。<br><input type="checkbox"/> 食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。<br><input type="checkbox"/> 職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要な知識・情報を得たり、技術を習得している。<br><input type="checkbox"/> 他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。                           |
|   |                |      |   | b アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っているが、十分ではない。 |   |
| c アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、適切な対応を行っていない。 |                |      |   |  |   |
| 60                                      | A, 1           | 保育内容 | ①食事を楽しむことができるよう工夫をしている。                         | a 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。                                 | <input type="checkbox"/> 食に関する豊かな経験ができるよう、保育の計画に位置づけ取組を行っている。<br><input type="checkbox"/> 子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。<br><input type="checkbox"/> 子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。<br><input type="checkbox"/> 食器の材質や形などに配慮している。<br><input type="checkbox"/> 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。<br><input type="checkbox"/> 食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。<br><input type="checkbox"/> 子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。<br><input type="checkbox"/> 子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。 |
|   |                |      |   | b 食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。                         |   |
|   |                |      |   | c 食事を楽しむことができる工夫をしていない。                                  |   |

茨城県福祉サービス第三者評価基準（保育所版）判断基準と判断項目

| 対象                                 | 分類             | 項目              | 細目                               | 判断基準                                      | 判断項目  |
|------------------------------------|----------------|-----------------|----------------------------------|---|---|
| 61                                 | 付加基準<br>(保育内容) | A-1             | ②子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。 | a 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。         | <input type="checkbox"/> 一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。<br><input type="checkbox"/> 子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。<br><input type="checkbox"/> 残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。<br><input type="checkbox"/> 季節感のある献立となるよう配慮している。<br><input type="checkbox"/> 地域の食文化や行事食などを取り入れている。<br><input type="checkbox"/> 調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。<br><input type="checkbox"/> 衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。 |
|                                    |                |                 |                                  | b 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。 |   |
| c 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。 |                |                 |                                  |   |   |
| 62                                 | 子育て支援          | A-2             | ①子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。   | a 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。           | <input type="checkbox"/> 連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。<br><input type="checkbox"/> 保育の意図や保育内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。<br><input type="checkbox"/> 様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援をしている。<br><input type="checkbox"/> 家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。  |
|                                    |                |                 |                                  | b 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない。   |   |
|                                    |                |                 |                                  | c 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っていない。          |   |
| 63                                 | 子育て支援          | A-2-(2) 保護者等の支援 | ①保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。      | a 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。              | <input type="checkbox"/> 日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。<br><input type="checkbox"/> 保護者等からの相談に応じる体制がある。<br><input type="checkbox"/> 保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。<br><input type="checkbox"/> 保育所の特性を生かした保護者への支援を行っている。<br><input type="checkbox"/> 相談内容を適切に記録している。<br><input type="checkbox"/> 相談を受けた保育士等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。   |
|                                    |                |                 |                                  | b 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。      |   |
|                                    |                |                 |                                  | c 保護者が安心して子育てができるようにするための支援を行っていない。       |   |

茨城県福祉サービス第三者評価基準（保育所版）判断基準と判断項目

| 対象  | 分類                         | 項目   | 細目  | 判断基準   | 判断項目  |
|---|----------------------------|--|---|--|---|
| 64  | 付加基準<br>(保育所)              | A-2-(2) 保護者等の支援                                    | ②家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。               | a 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。   | <input type="checkbox"/> 虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状況、家庭での養育の状況について把握に努めている。<br><input type="checkbox"/> 虐待等権利侵害の可能性があると職員が感じた場合は、速やかに保育所内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。<br><input type="checkbox"/> 虐待等権利侵害となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。<br><input type="checkbox"/> 職員に対して、虐待等権利侵害が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、虐待等権利侵害に関する理解を促すための取組を行っている。<br><input type="checkbox"/> 児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。<br><input type="checkbox"/> 虐待等権利侵害を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。<br><input type="checkbox"/> マニュアルにもとづく職員研修を実施している。 |
|   |                            |  |   | b 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。   |   |
| c 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。 |                            |  |   |  |   |
| 65  | A-3-1 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価） | ①保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。 | a 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。         | <input type="checkbox"/> 保育士等が、記録や職員間の話し合い等を通じて、主体的に自らの保育実践の振り返り（自己評価）を行っている。<br><input type="checkbox"/> 自己評価にあたっては、子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの心の育ち、意欲や取り組む過程に配慮している。<br><input type="checkbox"/> 保育士等の自己評価を、定期的に行っている。<br><input type="checkbox"/> 保育士等の自己評価が、互いの学び合いや意識の向上につながっている。<br><input type="checkbox"/> 保育士等の自己評価にもとづき、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいる。<br><input type="checkbox"/> 保育士等の自己評価を、保育所全体の保育実践の自己評価につなげている。 |   |
|   |                            |  | b 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めているが、十分ではない。 |  |   |
|   |                            |  | c 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）に取り組んでいない。                        |  |   |
|   |                            |  |   |  |   |